

きみつ広域だより

2020
(令和2年)
11月発行
第48号

発行・編集/君津郡市広域市町村圏事務組合 総務課

〒292-0832 木更津市新田3-2-27 ☎(0438) 25-6121

HPアドレス/http://www.kouiki-kimitsu.jp/

君津郡市広域市町村圏事務組合は、昭和44年10月15日に木更津市、袖ヶ浦町、平川町、富来田町、小櫃村、上総町、君津町、小糸町、清和村、富津町、大佐和町、天羽町の12市町村により、地域社会の変貌に伴う行政の広域化に対応し、君津地域の均衡ある発展を目指すことを目的に設立されました。現在の構成団体は木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の4市です。

君津郡市
夜間急病診療所

袖ヶ浦市

木更津市
マスコットキャラクター
きさポン

木更津市

児童発達支援センター
きみつ愛児園

富津市

君津市

天羽養護老人ホーム

富津市
おもてなしキャラクター
ふっつん

君津市
マスコットキャラクター
きみぴょん

袖ヶ浦市
マスコットキャラクター
「ガウラ」

君津郡市広域市町村圏事務組合は主にこんな仕事をしています。

- ① 夜間急病診療所などの救急医療に関すること
- ② 児童発達支援センター きみつ愛児園の管理運営
- ③ 天羽養護老人ホームに関すること
- ④ 関係市等の職員の共同研修の実施
- ⑤ 社会福祉法人の指導監査に関すること
- ⑥ 専用水道等に関すること

| | | | | |
|--------------------|------------------------|-------|------------------|-----|
| 主な 記載内容 | ◎職員共同研修・専用水道・社会福祉法人 …… | 2 頁 | ◎人事行政の運営等の状況等 …… | 6 頁 |
| | ◎天羽養護老人ホーム …… | 3 頁 | ◎議会関係・予算・決算関係 …… | 7 頁 |
| | ◎児童発達支援センター …… | 4・5 頁 | ◎四市救急医療のしくみ …… | 8 頁 |
| | | | | |

職員共同研修事業の紹介

君津郡市広域市町村圏事務組合では、行政に携わる職員の資質向上を目的とした共同研修を実施しています。年間7課程、計8回の研修を行い、公務員として必要な知識や技能の習得を図り、職務遂行にあたり必要となる能力を養うことを目的としています。

研修参加対象は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、かずさ水道広域連合企業団、君津中央病院企業団および君津郡市広域市町村圏事務組合の職員です。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、管理職研修と接遇研修を中止とし、その他の研修については感染拡大防止対策を講じた上で実施しております。なお、今後の情勢を鑑みて予定を変更する場合があります。

1. 新規採用職員研修

(対象：研修開催年度の新規採用職員)

職務を遂行するにあたって必要である、市民対応のスキルアップ、日々の担当業務の処理能力向上およびメンタルヘルス意識の醸成を目的とした内容の研修を行います。

2. 初級職員研修

(対象：採用後3～6年目の職員)

公務員の職務の基礎となる法改正等の手法の習得、市民の皆様からのご意見への対応方法、業務や時間の管理能力の向上を目的とした内容の研修を行います。

3. 中級職員研修

(対象：採用後5～9年目の職員)

より高度な法改正等の手法の習得、中堅職員としての業務と時間の管理、当圏域の将来像の展望およびメンタルヘルス意識の醸成（新規採用職員研修の復習を含む）を目的とした内容の研修を行います。

4. JST基本コース研修（年2回実施）

(対象：係長相当職3年以内の職員)

・J：人事院 ・S：スーパーバイザー ・T：トレーニング

係長相当職の職員を対象に、職場におけるマネジメント、リーダーシップおよびコミュニケーション能力の向上を目的とした課程の研修を行います。



▲中級職員研修内でのグループ討議の様子
(令和2年7月27日～29日に実施)



▲JST基本コース研修内でのグループ討議の様子
(令和2年7月15日～17日に実施)

5. 課長補佐研修

(対象：課長補佐相当職の職員)

ハラスメント対策、組織全体でのメンタルヘルスケアの知識と手法、行政運営を行う中での君津地域内の現状と今後の課題について学び、管理職員としての知識の強化や能力の養成を目指します。

6. 接遇研修

(対象：採用後5年以上の職員)

一定の職務経験を積んだ後に、改めて窓口対応能力の向上や行政対象暴力事案への対応方法の習得を目的とした研修を行い、更なる住民福祉および住民満足度の向上を図ります。

7. 管理職研修

(対象：管理職の職員)

近年、社会問題にもなっている、ハラスメントの防止策やメンタルヘルスラインケア（職場内での支援方法など）の基本的知識を習得し、よりよい職場環境の醸成を目指します。

専用水道等管理に関する業務

君津郡市広域市町村圏事務組合では、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる業務及びこれらに付随する業務を行っています。

- ・専用水道の布設工事設計の確認
- ・専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令
- ・専用水道の給水開始の届出受理
- ・専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査
- ・専用水道の業務委託の際の届出受理
- ・飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。

※ 各水道の手引き等詳しく知りたい方は、当組合ホームページをご覧ください。

社会福祉法人に関する業務

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立された法人をいいます。君津郡市広域市町村圏事務組合は社会福祉法人の所轄庁としての業務を行っています。

天羽養護老人ホーム

〒299-0621
 富津市竹岡982-1
 ☎(0439) 67-8233
 指定管理者
 社会福祉法人 あたご会

天羽養護老人ホーム 支援員の仕事とは

養護老人ホームには様々な職種の職員がいます。今回は入所者の施設生活を支える支援員の仕事をご紹介させて頂きます。

養護老人ホームは生活環境や経済的な理由等により、自宅での生活が困難な方が入所する施設です。

支援員は養護老人ホームの中で食事・洗濯・掃除・身体介助等入所者の生活全般に携わり・支援する、どの職種よりも一番、入所者に身近な存在です。

今まで入所者が歩んできた生活歴や人間関係、身体状況や性格等の情報をしっかりと把握して、個別に支援を行っております。

最近では、入所者の高齢化・要介護化が進み、要介護の方には外部の介護サービスを利用しながら、自立度に応じた見守りや必要に応じて、食事介助入浴や排泄の介助も行っています。

また、一年を通じて季節を感じられるように行事・レクリエーションの企画や外出の計画・クラブ活動の援助等、積極的にを行っています。

天羽歌謡ショー

歌が大好きな入所者が集い、出演者として参加する、新春、夏と季節に合わせた「天羽歌謡ショー」を行っています。

歌に合わせて帽子を被ったり、蝶ネクタイやサングラスでアピールしたりと、それぞれに趣向をこらした演出にて熱唱しています。

最後は「三百六十五歩のマーチ」などを入所者・職員全員で合唱します。

皆様の笑顔を見ることが、職員一同も元気を頂いています。



【お知らせ】 天羽養護老人ホームの施設の移行について

広報第47号でもお知らせしたとおり、天羽養護老人ホームは令和3年度から民間事業者へ移行します。移行に伴い場所も以下のとおり変わります。

- ・事業者名 社会福祉法人 あたご会 (富津市豊岡1768)
- ・設置場所 富津市豊岡1728-1 (旧関豊小学校跡地の一部)
- ・構造等(予定) 鉄骨造2階建て 1863㎡
- ・移行日 令和3年4月1日

新施設完成予想図 (設計段階のイメージ図です)



天羽神社

毎年、年末から施設内に神社が設置されます。真っ赤な鳥居が際立つ、職員手作りの「天羽神社」です。

身体機能の低下等で神社に直接お参りできない方々に、少しでも初詣を味わって頂きたいと、お賽銭箱・お賽銭として小判やおみくじも作りました。

お賽銭を投げ、おみくじを引き、皆様大喜びで「今年も一年健康で過ごせますように」と手を合わせてお参りしています。



児童発達支援センター

きみつ愛児園

〒299-1173

君津市外箕輪1041 ☎ (0439) 53-1161・1162



どんな施設なの？

きみつ愛児園は、君津郡市広域市町村圏事務組合が管理運営している公立の「福祉型児童発達支援センター」です。発達に不安や遅れのある就学前のお子さんを対象に、集団や個別での日常生活動作や機能訓練を行い、家庭や社会でより良い生活が送れるように支援することを目的にしています。

愛児園はこんなところ

自分で身の回りのことをしたり、上手にコミュニケーションをとることが難しい子、話すことが苦手な子などが毎日通っています。

ポータージ早期教育プログラム(※)を用いて、職員との個別指導を行ったり、『生活リズムを整える』『基本的な生活習慣(食事・排泄・着脱)を身に付ける』『社会性・言語・コミュニケーション能力を育てる』等、日々の生活や遊びの中で一人ひとりに合わせた対応を心がけ、持っている力を十分に発揮できるように支援しています

園全体では、6クラスあります。その内の1クラスは、手足など体に不自由さ

があり、思うように体を動かしたり、上手に姿勢を保つことや立って歩くことが難しいお子さんが、保護者と一緒に通っています。

個々の状態に合った個別の療育を行うことや、お友だちと一緒に、様々な遊びが経験できるよう工夫しながら対応しています。

このように、色々な活動や回りの人との関わりを通して発達が促されたり、社会性が育つような働きかけも行っています。

また、同じような悩みを持つ保護者とうしが、相談したり情報提供する場にもなっています。

その他、園外活動、遠足や運動会などの楽しい行事に参加したり、君津市内の保育園に行き、遊びを通して交流を深めることも行っています。

※認定NPO法人日本ポータージ協会が推奨する、一人ひとりの子どもの発達に応じた個別プログラム

案内図



◆ 外来支援

*つくしんぼ教室

親子で参加する小集団活動

5月～2月 (木曜日)

14時30分～15時30分

感染症予防のため変更あり

*個別相談

◆ 障害児相談支援

福祉サービスを利用する18歳未満のお子さんが対象です。

サービスを利用するための手続きの支援や、各事業所との連絡調整を行うことや、利用計画書等を作成します。

また、利用状況等の確認やフォローアップも行っています。

◆ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等児童が集団生活を営む施設に通う障害のあるお子さんを対象に、該当する施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

※各支援の相談は随時受け付けていますので、まずはご連絡ください。

【受付】

月～金曜日(土・日・祝日等を除く)

【時間】

9時～17時

バス通園

木更津市・君津市・
富津市・袖ヶ浦市の圏
域内を3台の通園バス
が運行しています。



おいしい給食

きみつ愛児園では、食形態に配慮し、普通食の他、ペースト食の提供もしています。また、上手に食べることが難しい園児には、日大松戸歯学部先生などによる摂食指導を行い、保護者に必要なアドバイスをしたり、給食試食会を開き、栄養士が食に関する相談にのったりするなど、ご家庭での食事も応援しています。



給食試食会での保護者の声

いつも息子が食べている給食を見て、食べる事ができて嬉しかったです。温かく、おいしく、見た目もきれいだったので、家でもバランスを考えて食事を作ってあげたいと思います。

愛児園の一日

| | | | | | | |
|-------------------|-------|---------------|--------------------|----------------|--------------------|------------------------|
| 14:30 | 14:00 | 13:40 | 13:00 | 11:35 | 11:00 | 10:00 |
| 降園 (木曜日は14時降園) | 帰りの会 | 水分補給 帰りの支度 | 活動 (集団・グループ・個別) | 手洗い 給食準備 給食 | 活動 (集団・グループ・個別) | 登園開始 朝の支度 体操 朝の会 |

行事

年間を通じて色々な行事を行っています。



誕生日会



教材

歌の時間に使う手作り教材です。目で見てわかりやすく楽しめるよう工夫しています。



急募

児童発達支援センター
きみつ愛児園 会計年度任用職員

資格・人数 保育士2名程度
勤務時間等 7時間45分(8時30分~17時15分)
月~金曜日(土・日・祝日等を除く)
問合せ先 きみつ愛児園
☎ 0439-53-1162



令和元年度 君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2第3項及び君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、令和元年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況等

(単位：人)

| 区分 | 管理者※2 | 議会 | 計 |
|---------------|-------|----|----|
| (1) 部局別職員数 ※1 | 32 | 1 | 33 |
| (2) 採用者数 | 4 | | 4 |
| (3) 退職者数 | 4 | | 4 |
| 定年 | 1 | | 1 |
| 定年以外 | 3 | | 3 |
| (4) 職位別昇任者数 | | | |
| 局長級 | | | |
| 次長級 | | | |
| 課長級 | | | |
| 課長補佐級 | | | |
| 係長級 | | | |
| 主任級 | | | |

※1 令和2年3月末日現在

※2 管理者の事務局（総務課、企画財政課、児童発達支援センター、会計課）

2 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を実施しています。令和元年度は、次の内容で実施しました。

《評価期間》 平成31年4月1日～令和2年3月31日 《評価対象者》 全職員

《評価項目》 倫理、判断、知識・技能、業務遂行、人材育成等

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の被処分者数 1人 (2) 懲戒処分の被処分者数 0人

5 職員のサービスの状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというサービスの根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

6 職員の退職管理の状況

課長級以上の退職者の再就職の状況 (単位：人)

| 営利企業等に再就職した者 | 組合の再任用職員となった者 | その他（在家庭等） |
|--------------|---------------|-----------|
| 0 | 0 | 0 |

8 職員の福祉等の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 千葉縣市町村職員共済組合

組合員の掛金と組合の負担金で運営され、退職者への年金給付、育児休業・介護休業手当金の給付、組合員の臨時の支出に対する貸し付け、健康保険などの業務を行っています。

イ 千葉縣市町村職員互助会

職員の掛金と組合の負担金で運営され、弔慰金や災害給付金の支給、保養所などの利用助成などを行っています。

(2) 公務災害補償の状況 該当者なし

II 公平委員会の状況

1 千葉縣市町村公平委員会の概要

千葉縣市町村公平委員会は、地方公務員法の規定により、主に次の業務を行うために共同設置されています。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。

2 千葉縣市町村公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（種別・件数）：実績なし
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（種別・件数）：実績なし

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員給与費の状況 ※1 (単位：千円)

| 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 | 対象職員数※2 | 1人当たり給与額(年額) ※3 |
|---------|--------|---------|---------|---------|-----------------|
| 118,453 | 29,358 | 48,185 | 195,996 | 33人 | 5,939 |

※1 令和元年度決算

※2 平成31年4月1日現在

※3 職員給与費計÷対象職員数で算出

(2) 平均給与月額（給与月額、諸手当）及び平均年齢 ※1 (単位：円)

| 区分 | 平均給与月額 | | | 平均年齢 |
|-------|---------|--------|---------|-------|
| | 給料月額 | 諸手当 | 計 | |
| 一般行政職 | 304,106 | 66,632 | 370,738 | 41歳4月 |

※1 平成31年4月1日現在の職員の状況です。

(3) 勤務時間の状況 ※1

| 区分 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-------|--------------|---------------|
| 月～金曜日 | 8時30分～17時15分 | 12時15分～13時15分 |

※1 標準的なものです。

(4) 年次有給休暇の平均取得状況（令和元年度実績）

| 対象職員数 ※1 | 平均取得日数 ※2 |
|----------|-----------|
| 32人 | 9.52日 |

※1 令和2年3月31日現在（令和元年度中の退職者を除く）

※2 平均取得日数は、小数点以下第3位を四捨五入

(5) 育児休業の取得状況

女性 2人（うち前年度からの取得者1人） 男性 0人

7 職員の研修の状況

研修所等が実施する研修の実績（受講者数） (単位：人)

| 千葉県自治研修センター | 組合共同研修 | その他研修 |
|-------------|--------|-------|
| 8 | 6 | 35 |

情報公開制度の施行状況・個人情報保護制度の運用状況

令和元年度の情報公開条例及び個人情報保護条例に伴う請求件数、開示件数、非開示件数は0件でした。

福祉サービスに対する苦情受付状況

天羽養護老人ホーム及び児童発達支援センターきみつ愛児園における令和元年度の福祉サービスに対する苦情件数は0件でした。

組合議会

令和2年2月13日及び令和2年8月3日に組合議会定例会を開催しました。

2月組合議会定例会では、管理者選挙が行われ渡辺芳邦氏（木更津市長）が再選、副議長選挙が行われ鴫田剛氏（君津市議会議長）が当選しました。

8月組合議会定例会では、議長選挙が行われ鴫田剛氏（君津市議会議長）が当選、副議長選挙が行われ渡辺務氏（富津市議会議長）が当選しました。

なお、上程された議案及び結果については、次のとおりです。

| 提出議案 | | 議決結果 | |
|-----------|--------|---|------|
| 令和2年2月定例会 | 議案第1号 | 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| | 議案第2号 | 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算 | 原案可決 |
| | 議案第3号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | 原案可決 |
| | 議案第4号 | 職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| | 議案第5号 | 職員の給与に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| | 議案第6号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| | 議案第7号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について | 原案同意 |
| 令和2年8月定例会 | 議案第8号 | 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| | 議案第9号 | 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| | 議案第10号 | 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |

令和元年度 一般会計決算状況

関係市からの負担金などが、どのように使われたかをお知らせします。

令和元年度の一般会計歳入決算額は、7億9,600万2,492円、前年度比0.2%増となりました。

歳出決算額は、7億2,263万1,711円、前年度比3.3%減です。

歳入歳出差引額7,337万781円が令和2年度に繰り越す財源となります。



令和2年度 一般会計当初予算

令和2年度の一般会計当初予算をお知らせします。

令和2年度の一般会計歳入歳出予算は10億577万1千円となり、前年度に比べ2億2,964万4千円の増となりました。

増額となった主な要因は、天羽養護老人ホームの民間移行に伴う施設整備補助金の増によるものです。



夜の発熱、急病は!!

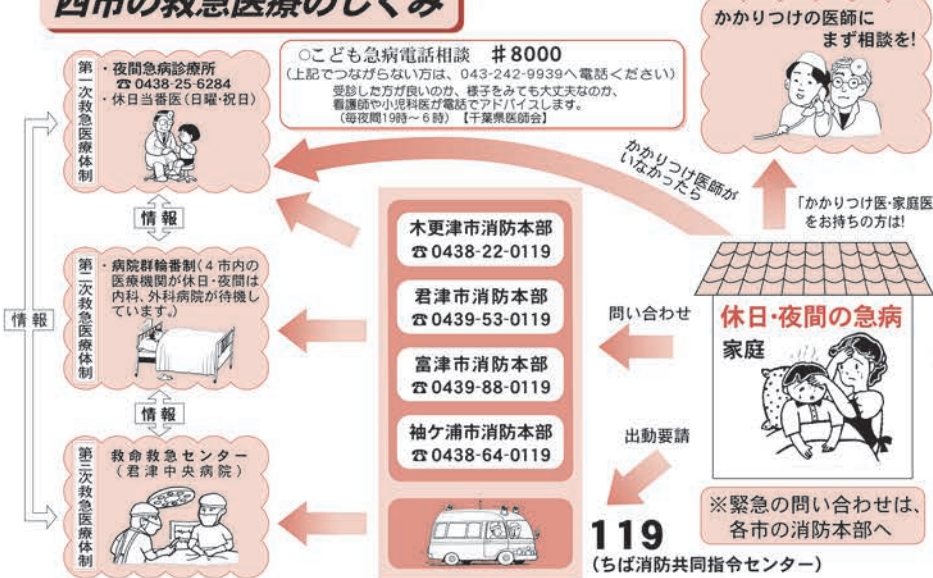
君津郡市 夜間急病診療所

(内科・小児科)

☎ (0438) 25-6284 (毎日20時~23時)

休日・夜間医療体制 木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市

四市の救急医療のしくみ



お知らせ

休日(日曜・祝日)又は夜間に急病になった時の医療機関として、休日当番医及び夜間急病診療所が設けられています。

休日当番医

休日に急病人が早く適切な医療が受けられるよう、君津木更津医師会の協力を得て休日当番医を実施しています。
当番にあたる病院や医院は、各市の広報紙又は当日の新聞紙上に掲載されていますのでご覧ください。

毎夜間診療しています

※荒天の場合は休止となる場合があります。
急病の場合は各消防署へ問い合わせ下さい。

| | |
|------|--|
| 年末年始 | 12月30日から1月3日の診療時間 ・ 9時~17時(昼間) ・ 20時~23時(夜間) |
|------|--|

- 診療科目 内科・小児科
- 場所 旧木更津市保健相談センター内1階(木更津市中央1-5-18)

お願い

- ◎ 夜間急病診療所へは、保険証・医療受給者証等を、必ず持参してください。
この保険証・医療受給者証等がないと治療費を全額負担していただくこととなります。
- ◎ 同診療所では、やけどや外傷など、外科系の診療は行っておりません。

徴収事務を委託

君津郡市広域市町村圏事務組合では、次のとおり事務の委託を行いました。

| | |
|------|-----------------------------|
| 委託業務 | 君津郡市夜間急病診療所 使用料及び手数料徴収事務 |
| 受託者 | (一社) 君津木更津医師会 会長 神田 豊彦 |
| 期間 | 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで |



問合せ先

君津郡市広域市町村圏事務組合 企画財政課
☎ (0438) 25-6121
月~金 8時30分~17時15分 (土・日・祝日等を除く)
木更津市新田3-2-27

広告欄

君津郡市広域市町村圏事務組合がこの広告における企業やサービスを推奨するもの及び保障するものではありません。

明日の豊かな環境をつくる

空調・給排水衛生設備工事
設計・施工

そうわねつがくこうぎょう
綜和熱学工業株式会社
SOWA THERMAL ENGINEERING CO., LTD.

本社 〒292-0823 木更津市桜井新町2-4-16 TEL.0438(37)0878(代)
千葉支店 〒260-0007 千葉市中央区祐光1-8-5 TEL.043(224)0911(代)
君津支店 〒299-1152 君津市久保2-10-14 TEL.0439(54)8807

建物総合サービス (保守・管理・修理・工事他)

あおい しょう じ
(株) 葵商事

建物の大小問わず、保守・管理・修理・施工まで建物をトータル的にサポートし、安全・安心で衛生的な環境の提供を致します。
見積無料。お問い合わせお待ちしております。

木更津市畑沢2-36-11
TEL 0438-37-1204
E-mail aoidai2@orion.ocn.ne.jp